

広島県告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市東城町川東字恵谷山七六の三、東城町福代字八幡山八二、八五、九五、一〇七、一〇八、一一一、一一三、一一五の一、一一五の二、一一八、字大谷一一九から一二四まで、一二七、一二九の一、一二九の二、一三一、一三四から一三八まで、一三九の一、一四〇、字小林一四二の一、一四二の二、一四三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)